

## 高砂市放課後児童健全育成事業における利用料減免事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高砂市放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11条第2項に規定する利用料の減額又は免除に係る費用を補助金として交付することにより、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を利用する保護者の経済的負担の軽減を図り、もって事業の利用を推進することを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱第6条又は高砂市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第2条に規定する事業者とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、放課後児童の保護者に係る実施要綱第11条第2項に規定する減額又は免除をした額に利用月数を乗じた額の合計額とする。

### (実績報告)

第4条 高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）第8条の市長が必要と認める書類は、補助金の交付を受けた年度についての次に掲げるものとする。

(1) 減免対象者一覧表

(2) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の返還)

第5条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請その他の不正な行為を行ったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

### (補助金の交付手続)

第6条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則に定めるところによる。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。